

日本実業団バレーボール連盟加盟チーム及び個人登録規程

制定 昭和41年2月6日

改定 昭和49年 2月 9日 昭和53年 2月12日 平成 6年 5月21日
平成 8年 5月18日 平成12年 2月 3日 平成19年 4月28日
平成20年 4月26日 平成21年 4月18日 平成26年 4月19日
平成31年 4月20日

日本実業団バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）規約第2条に定める目的を達成するために必要な加盟チーム及び個人登録規程を以下のとおり定める。

第1条 本連盟を組織する本連盟規約第3条第1号に規定する都道府県実連（以下同じ。）の加盟チーム（以下「加盟チーム」という。）は、企業体、官公署、商店又は学校等に勤務する者及びこれに関係する者により有効に構成されたチームとする。

2 都道府県実連は、本規程の定めるところにより、その加盟チーム及び構成員を本連盟に登録しなければならない。

第2条 加盟チーム及びその構成員の登録は、毎年4月末日までに公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）の定めるチーム及び選手登録規程（2012年1月24日施行、以下「JVA登録規程」という。）第7条及び第10条に規定する登録手続きにより行うものとし、登録が完了したときに、本連盟に有効に登録されたものとする。

2 前項の規定によりチーム及びその構成員が登録されたときは、その登録は4月1日にされたものとみなす。チーム及びその構成員の登録は翌年3月31日まで有効とする。

3 都道府県実連は、毎年5月末日までに前項の登録をしたチームについて本連盟に報告し、併せて本連盟規約細則第9条に定める会費を納入しなければならない。

4 都道府県実連が組織されていない都道府県にあっては、当該都道府県の実業団バレーボールチームを統括する団体に第1項及び前項の登録手続き又はその代行を依頼するものとする。

第3条 チームの構成員は、第2条第1項の登録の際、個人登録料を本連盟に納入しなければならない。

2 前項の個人登録料の額は、年400円とする。

3 個人登録料の収納は、JVA登録規程第15条の規定により、JVAに依頼して行うものとする。

第4条 加盟チームの構成員は1人1チームを原則とする。ただし、3チームを限度として、本連盟に加盟する複数のチームの構成員となることができる。この場合、該当するすべてのチーム代表者に対し、複数チームに加入していることが告知されていなければならない。

2 前項の規定により複数チームに登録された構成員は、同一種別の競技会には1チームに限り選手又は役員として出場できるものとする。また、大会開催要項等により出場資格が定められている場合は、これに従うものとする。

第5条 加盟チームは、構成員を追加し、又は抹消する必要が生じたときは、JVAメンバー制度登録システム（MRS）により追加又は抹消の登録を行わなければならない。

2 構成員が年度途中で追加登録された場合、その個人登録料は第3条第2項に掲げる額とする。
また抹消された場合でも納入された個人登録料は返還しない。

3 前項の登録が完了したときは、この日から本連盟への登録を有効とする。また、第2条第1項に規定する日以降に新たにチーム及び構成員の登録があった場合においても同様とする。

第6条 登録に虚偽の申請をしたとき、あるいはこの規程に反したとき及び構成員としてふさわしくないものと本連盟が認めたときは、関係機関（都道府県実連、JVA、都道府県バレーボール協会等）と協議の上、加盟チーム並びに当該構成員の登録を拒み、若しくは取消し、又は一定期間の出場を停止することができる。

第7条 この規程に定めるもののほか、チーム及びその構成員の登録に関しては、JVA登録規程に定めるところによる。

第8条 この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附 則

改正後の規定は、2019年度に登録するものから適用する。